

2026 年度 中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会 Instagramによる広報活動に係る委託業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「2026 年度 中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会 Instagramによる広報活動に係る委託業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 目的

中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会(以下、「同盟会」という。)においては、2021年12月に地域で取りまとめた「中部国際空港の将来構想」以下、「将来構想」という。)により、現空港用地と新たに造成される土地を最大限活用した2本の滑走路の配置を目指し、2段階に分けて整備を進めているところである。

中部国際空港においては、2025年4月に将来構想の第一段階である代替滑走路が着工となり、2027年度の供用開始を目指し現在整備が着実に進められているところである。将来構想の第二段階となる第二滑走路の実現に向けては、中部国際空港における航空需要の増大が不可欠であり、中部国際空港の機能強化により利用者が享受するメリットを広くPRする必要がある。

2025年度には同盟会公式 Instagram アカウント(以下、「同盟会アカウント」という。)を活用し、中部国際空港の機能強化に特化した投稿を実施したほか、初めての試みとしてハッシュタグキャンペーンを行うことにより、同盟会アカウントのフォロワーも1年間で4倍以上増加するなど、効果的なPRを実施することができた。

2026年度も引き続き継続して同盟会アカウントを活用し、中部国際空港の機能強化を中心とした情報発信を行うことにより、同盟会の活動および2本の滑走路が整備されること等、中部国際空港の機能が強化されることによるメリットについて、広く周知することを目的とする。

3 事業内容

同盟会アカウントを活用した情報発信およびキャンペーンの実施

4 委託期間

委託契約締結の日から2027年3月31日(水)まで

5 委託業務の内容

- ・ 同盟会アカウントにより2本の滑走路が整備されることによる効果やメリットをPRすること。
- ・ 投稿内容は、中部国際空港の機能面に特化した内容とすること。機能面とは、滑走路のほか、空港施設全般を指すものとする。なお、中部国際空港の機能

面以外の観点から、2本の滑走路が整備されることによる効果やメリットをPRすることを妨げるものではない。

- ・ 最低 50 件の投稿素材を作成し、同盟会アカウントにおいて委託期間中、最低 1 週間に 1 投稿以上投稿すること。ただし、委託期間中に投稿が重複することを妨げるものではない。投稿内容については同盟会と協議のうえ、決定する。
- ・ 同盟会アカウントでの投稿後、1 週間以内に投稿内容のストーリーズを投稿すること。
- ・ 委託期間中に 1 回以上プレゼントキャンペーンを実施すること。キャンペーンについては参加者を増やす取組を提案し、景品の購入や送付等の準備は全て行うこと。なお、景品や実施期間などの詳細は同盟会と協議のうえ、決定する。
- ・ 委託期間中、客観的なデータ分析に基づき広告配信を実施すること。なお、広告費の上限、ターゲット設定、期間等については同盟会と協議のうえ、決定すること。

6 分析とK P I

- ・ 本業務の実施にあたり、K P Iを設定すること。K P Iの項目、数値については同盟会と協議のうえ、決定する。
- ・ 本業務終了後はデータ分析を行い、分析結果（様式は不問）について事業報告書と併せて提出すること。

7 業務報告書の提出

- ・ 業務終了後、事業内容及び実績をまとめた報告書（A 4 判）を電子データ（W o r d 等の編集可能なフォーマットおよびP D F）で提出すること。
提出先メールアドレス kouku@pref.aichi.lg.jp

8 その他

- ・ 本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況を常に把握している担当者を置き、本業務の円滑な実施のため、定期的に同盟会と連絡調整を行うこと。
- ・ 本業務で知り得た情報については、管理保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、事前に同盟会と十分協議を行うこと。また、委託期間中も、進捗状況及び今後の進め方等を、同盟会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。打合せの実施後は速やかに議事録を作成し同盟会に報告すること。

- ・ コメント及びDMへの対応範囲については同盟会と協議のうえ、決定すること。
- ・ 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- ・ 本業務に係る監査等が行われる場合は、協力すること。
- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、同盟会に帰属すること。また、本業務で作成した企画記事やコンテンツ等については、同盟会の活動に資する目的において無償で二次利用ができるようにすること。ただし、これらが困難であることが見込まれる場合には同盟会と協議すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、同盟会から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて同盟会と受託者とが協議して決めるものとする。
- ・ 仕様内容等に変更が生じた場合、同盟会と協議のうえ、必要に応じ変更契約等を行う。